

フィウーメ占領期にみる革命的サンディカリズム-A・ デアンブリスとカルナーロ憲章-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤岡, 寛己 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1540

フィウーメ占領期 にみる革命的サンディカリズム

—A・デアンプリスとカルナーロ憲章—

藤岡寛己

要旨 本稿の目的は、G・ダンヌンツィオによるフィウーメ占領の第2局面（デフェリーチェ）といわれるA・デアンプリスの内閣首班着任以降において、この局面の公式的な性格をもっとも象徴的に表明するといえるカルナーロ憲章成立までの経緯と憲章の意義を明らかにすることであった。そのために、憲章の骨格を草案した革命的サンディカリストのデアンプリスの来歴と著書を参考にフィウーメ観を考察した。この作業によって、憲章条文に表出される具体的内容の背景が鮮明になった。さらに、憲章のなかでも、イタリア内外の研究者にとって魅力的な討究対象となっている協同体論にとくに注目し、その具体的内容を詳かにし、またその特徴を解説した。その際、後年のファシズム体制期に成立した労働憲章とも比較して、両者の関係について述べた。なお、憲章の最終版であるダンヌンツィオ版とデアンプリス版との異同にも注目し、ダンヌンツィオ文学の植民地主義的性格や、デアンプリス版にみられる民主主義理念や革命的サンディカリスト的発想にも言及した。以上の検討作業をつうじて、フィウーメ占領の第2局面にみられた新たな方向性が理解されたと考える。

キーワード：フィウーメ占領、ダンヌンツィオ、デアンプリス、カルナーロ憲章、協同体、革命的サンディカリズム

はじめに

オーストリア＝ハンガリー二重帝国期、イストリア半島沿岸部や、アドリア海東北部の沿岸地域および島嶼部には小規模なイタリア人コミュニティが散在していたが、なかでも一定の自由と自治権を付与された都市（corpus separatum）であったハンガリー領のフィウーメ（Fiume、現在名はクロアチア共和国のリエカ Rijeka）ではイタリア系住民がスラヴ系住民よりも多数を占めていた¹⁾。

第1次世界大戦後、戦勝国イタリアの憤懣とストレスが直截なかたちで表出したといえるフィウーメ占領（1919年9月～1921年1月）とは、とりわけ前世紀末から1910年代、その耽美的作風によってイタリア内外で一世を風靡した作家で詩人のガブリエレ＝ダンヌンツィオ

(Gabriele D'Annunzio, 1863-1938) が同市をおよそ 15 ヶ月のあいだ占領・統治したことをいう。時間が前後するが、1918 年 10 月 30 日、第 1 次世界大戦停戦直後の混乱状態のなか、フィウーメのイタリア系住民からなるイタリア＝フィウーメ民族会議 (Consiglio Nazionale di Fiume d'Italia) がイタリアへの併合を宣言したものの、これは当時フィウーメを軍事占領していた連合軍を刺激するにとどまった。その後、1919 年 6 月下旬から 7 月上旬、フィウーメ駐留の仏軍と伊軍が数度に亘って衝突し、仏軍に 9 名の死者が出た。このため、連合軍合同調査委員会によって駐留伊軍の大幅な削減が言い渡される。これを契機にフィウーメを退去する伊軍兵士の一部の間からダンヌンツィオを指導者とする決起の期待が高まり、事態はロンキ行進・フィウーメ入場へと急展開をみることになる²⁾。占領をはじめたダンヌンツィオは司令官 (Comandante) としてフィウーメの全権を掌握し、これを認めない F・S・ニッティ首相のイタリア政府と対峙した。政府はフィウーメへの道路および海上を封鎖し、経済封鎖によって窒息させつつ、他方では和解案 (modus vivendi) を提示して事態の收拾を試みる。しかし、ダンヌンツィオは住民の意思を無視し、独裁体制をさらに強めつつ、新たな道を模索するのだった。

1920 年 1 月、ダンヌンツィオは、著名な革命的サンディカリストのアルチェステ＝デアンプリス (Alceste De Ambris) を内閣首班 (Capo di Gabinetto del Comando Fiumano)³⁾ に任命し、フィウーメ統治の刷新を図ることになる。9 月、ダンヌンツィオはデアンプリスの草案をもとにカルナーロ憲章を公布し、革命的サンディカリズム的色彩の濃い、民主主義的で地方分権的な生産者国家構想を開示した。他方、イタリア政府は同年 11 月に新生ユーゴスラヴィアとラパッコ条約 (Trattato di Rapallo) を締結し、フィウーメは自由都市となる。12 月、G・ジョリッティ伊政府は 4 日間にわたってフィウーメを猛攻撃してダンヌンツィオの統治を崩壊させた。翌 1921 年 1 月 18 日、ダンヌンツィオはフィウーメを去り、その後ロンバルディーアのガルダ湖畔に隠棲する。

本稿の目的は、フィウーメ占領の歴史的意義やダンヌンツィオ支配の評価を再検討することにあるのではない。デフェリーチェのいうフィウーメ占領の第 2 局面、つまりイッレデンティストやナショナリズムによって主導され、穏健派・右派に投影される第 1 局面に対して、革命的サンディカリズムと結びつく要素に主導され、前局面とは反対に左派・左翼に投影される局面に着目し、後者を端的に示すと考えるカルナーロ憲章の内容を検証することである。その際、フィウーメ占領の転換点・新機軸となるべく構想された同憲章の成立に多大な貢献を果たした革命的サンディカリスト、デアンプリスの思想にも注目する。すでに触れたように 1920 年 1 月、デアンプリスは執政府の運営を任せられ、フィウーメ執政府においてダンヌンツィオに次ぐ地位に立つ者となったが、この瞬間こそ第 2 局面への転換点だった。

1. A・デアンプリスのフィウーメ論

(1) デアンプリス (1874-1934) の個人史⁴⁾

まずはじめに、「フィウーメのデアンプリス」に至るまでの来歴を簡単に紹介しよう。

1874年9月、トスカーナのマッサカッラーラ県で商人の長男として生まれたデアンプリスは19世紀末にはPSI（イタリア社会党）党员となり、同県で党活動をはじめている。地元公安によれば、かれは法学部学生として2年次まで通学していたが、社会党员を指すのだろうか、破壊活動分子と関係していたという。

1898年5月、デアンプリスは兵役を拒否してマルセイユに逃亡するが、フィレンツェ軍事裁判所によって懲役1年の実刑を言い渡されると、まもなくブラジルに逃げ、サンパウロに居を構えた。そしてブラジルの大農園に働くイタリア人労働者の組織化を支援し、有能な労働運動指導者としての自己の資質を熟させる。また現地で、他のイタリア系移民とともにPSI機関紙と同名の週刊《Avanti!》を創刊するが、同紙はほどなく当地で社会主義闘争の有名な機関紙となる。他方、大農場主側はデアンプリスを訴え、1903年4月、サンパウロ裁判所は4か月20日の投獄の有罪判決を下した。これを逃れるためイタリアに帰国するが、恩赦によって、1898年の懲役刑は免除される。すでに本国イタリアでは帰国より先にブラジルでの活躍が伝わっており、デアンプリスは著名な活動家・オルガナイザーとみなされていた。1906年6月、いまや革命的サンディカリズムの新しい拠点となっていたミラーノに転居し、1902年に社会党イモラ大会後に成立した党内の革命的サンディカリストグループの指導部に入る。このグループはとくに、ナポリの革命的サンディカリズム系新聞『ラ・プロパガンダ』（La Propaganda）派を中心とする、伊南部の社会党员を中核として形成されていた。

1907年2月、パルマ労働会議所の指導を依頼されたデアンプリスはこれを引き受け、さらに同年末、エミーリアの革命的サンディカリズムの機関紙『インテルナツィオナーレ』（L'Internazionale）の編集も任される。そしてパルマの労働運動はその後もまもなく非妥協的闘争に入る。1908年5月1日から6月25日までの歴史的な農業労働者闘争であるパルマ闘争の最終局面で、デアンプリス指導のパルマ労働会議所は加入全業種の無期限ゼネストを宣言するが、このストライキは社会党首脳部とジョリッティ政府による頂上交渉により闘争実行者が見捨てられるかたちで手打ちとなった。このパルマ闘争の敗北後、デアンプリスはスイスのルガーノに逃れて逮捕を免れたが、1908年9月のPSIフィレンツェ大会で革命的サンディカリズム派の除名が試みられる。デアンプリスは数ヶ月にわたって、ルガーノから『インテルナツィオナーレ』紙を指導しつつ、また、10月にはフランスのマルセイユで開かれたCGT（仏労働総同盟）大会にも参加する。ほどなくして再度ブラジルに渡るが、1911年2月に帰欧し、ふたたびルガーノに戻る。この間、1910年12月にポーニャで開催された革命的サンディカ

リズムの大会は、デアンプリスの示唆を受け、社会党改良派と密接な関係にあったイタリア最大規模の労働組合ナショナルセンターである労働総同盟（Confederazione Generale del Lavoro=CGL）にはとどまるものの、革命的サンディカリスト少数派の活動を調整する「直接行動委員会」（Comitato dell'Azione diretta）の設置を決めていた。

しかし、1911年10月にはじまるリビア戦争（伊土戦争）は、革命的サンディカリズム陣営に分裂を引き起こす。一部の革命的サンディカリストの間では労働者大衆の倫理的・経済的發展を結果的に自己証明する国家への熱望がいっそう強くなり、ナショナリストとの接点ができる。このとき、滞仏中のデアンプリスは論説や集会でリビア戦争への反対を表明し、この戦争は帝国主義の暴挙であり、「大銀行と軍国主義がイタリアを無理矢理引きずり込んだ犯罪行為」であり、プロレタリアートには利益がないと断じた。とはいえ、実際のところ、リビア戦争に対するかれの立場は微妙であり、それは戦争への全面的・絶対的反対ではなかったといえる。たしかにデアンプリスは、F・コッリドーニの革命的サンディカリズム紙『ページネ＝リーベレ』（Pagine libere）や『インテルナツィオナーレ』その他のサンディカリズム系誌紙、さらには親交のあったフランスの『バタイユ＝サンディカリスト』（La bataille syndicaliste）などに反戦記事を書き、労農運動内部での戦争支持者に対して激しく攻撃してはいた⁵⁾。だが他方では、社会党の平和主義（pacifismo）を批判しつつ伊土戦争のなかに国の地中海的生活に結びついている歴史的・民族的要求をみる、革命的サンディカリストの理論的指導者アルトゥーロ＝ラブリオーラのような人々の見解も共有していた。また、「現実問題、すべての戦争が英雄的・革命的側面の教育をもっているわけではなく、植民地戦争にそれはまったくない」として植民地戦争を否定しながらも、戦争のもつ革命性への評価には肯定的とも受けとられる発言をおこなっていた。しかし、健全な資本主義のためには場をつくってやるが、軍部官僚の能なしたちの場所をつくらなければ、リビアの挙行（impresa di Libia）に反対ではないとも書いていた（《Pagine libere》15 ott. 1911）⁶⁾。以上から、デアンプリスは革命作因としての戦争に期待していたが、イタリアのアフリカへの危険な野望と判ぜられる植民地戦争としてのリビア戦争には反対の立場であったことが理解できる。そして、前者のような考え方が第1次大戦への参戦論に継続してゆくことになる。

1912年11月、モデナでの直接行動大会は、非宗教的・非政治的、かつ社会党から自立した革命的サンディカリズム労組 USI（Unione Sindacale Italiana、イタリア労働組合連合）の結成を決めるが⁷⁾、ルガーノから USI 結成の準備・指導をおこなったデアンプリスは USI の指揮を委ねられる。

1914年夏に第1次世界大戦が勃発し、第2インタナショナルの崩壊が目に見えると、共和主義者、一部の社会主義者、そして革命的サンディカリストも参戦を主張しはじめるが、その急先鋒こそ、今次の大戦を社会革命の触媒であると規定した⁸⁾デアンプリスだった。かれは、

生きのびた中世国家オーストリアとドイツ帝国主義の打倒を叫ぶ参戦ファッシ (Fasci interventisti) の精力的な活動家のひとりだったが、民主派参戦論にも近いその参戦主義によって USI は分裂しかねなくなる。そして事実、1914 年 8 月の USI ミラーノ大会でアナルコ＝サンディカリストの A・ボルギら非参戦論者に対し数的劣勢があきらかになると、デアンプリスら参戦主義者は USI を出て独自に UIL (Unione Italiana del Lavoro, イタリア労働連合) を結成するが、大戦中はその活動をほとんど停止していた。大戦後の 1918 年 6 月、UIL ははじめて公式の結成大会を開き、民主主義的参戦主義原則への依拠、参戦国間の対等な講和、国内にあっては生産一階級利害との両立を追求した。現実的な戦略として社会党・CGL 支配からの労働者の解放を目論んだが、UIL は大労働組合への飛躍・成長に苦しむ。孤立感を深めるデアンプリスはこの頃、B・ムッソリーニやファシストの戦闘ファッシ (Fasci italiani di combattimento) に接近する一方、社会主義修正論を唱える『リンノヴァメント』(Il Rinnovamento) を発刊する。

こうした経緯を経て、1919 年 12 月、ダンヌンツィオからのつよい要請を受け、翌 1920 年 1 月 10 日、内閣首班に就任するのである。デアンプリスはフィウーメを生産者国家 (Stato dei produttori) 形成の拠点にすることで、それがイタリア半島全体に革命の促進・拡大化を図る好機と考えた。だが、社会党はもとより多くの社会主義者ら左翼はデアンプリスのこの試みを不審視していたのだった。

(2) デアンプリスのフィウーメ論

筆者の知るかぎり、デアンプリスがフィウーメに関して書いたまとまった著作は、1920 年に刊行された『フィウーメ問題』の 1 点のみである⁹⁾。だがこれまで、フィウーメ占領関連の研究書や論文でも同書が取り上げられることはまったくといってよいほどなかった。したがって本節はその内容を紹介することも意義なしとせず、同書に依拠してデアンプリスのフィウーメ観を詳しくみてゆく。

デアンプリスは、章番号はふられていないが結語をふくめ計 5 章からなる同書の第 1 章「これまでの記録」(Documenti retrospettivi) の冒頭で、「イタリア人はすくなくとも、フィウーメ問題がどの地点にあるのか、また、愚かで卑怯な政治が国民の威厳と利益とをこの上なく辱めこの問題を解決しようと謀っているということの概略を知っておくべきだ」とイタリア本土の国民に呼びかける¹⁰⁾。そして 1918 年 10 月 30 日のフィウーメ住民投票によってイタリア帰属が決定されたにもかかわらず、伊政府がフランス外務省 (Quai d'Orsay) の伝統的な陰謀政策と結びついている英米と衝突もせずに生贖の都市 (Città Olocausta) フィウーメ自身のイタリアへの帰属意志を拒絶していると憤慨する¹¹⁾。

第 1 章ではつづいて、1919 年 12 月 9 日の英仏米連合国党書とこれに対抗して出されたニッ

ティ政府の覚書、さらには両者の和解案（1月14日）に言及する。そもそも連合国覚書の方は10月27日にパリの伊代表团に示された米国の覚書を要約したものだ。つまりそれはイストリアやダルマチア、アルバニアなどの処置を具体的に指示しているが、フィウーメについては、20万ユーゴスラヴィア人と4万のイタリア人が連合国の統制下におかれる緩衝国家（Stato cuscinetto）としてのフィウーメ自由国家（Stato libero di Fiume）の樹立を提示していた。さらに、住民数でユーゴスラヴィア人が圧倒するが、イタリア系住民に敬意を表して、将来、連合国はオーストリア＝ハンガリー帝国時代と同程度の自治権保証、フィウーメ自由国家からの特別区（corpus separatum）の分離・自治（但し、その港湾と鉄道は特別区ではなく自由国家に委ねられる）を認めることも考慮されていた¹²⁾。これはウィルソンの米国（および連合国）とユーゴスラヴィアにとって最大限の譲歩だったであろう。しかし、この覚書に対するニッティ政府が翌1920年1月6日に提出した反論的覚書は、ロンドン条約中の国境線での自由フィウーメ国家を承認するが、「この自由国においてフィウーメ市は、独自の管轄区域を有して、そのイタリア的特質（italianità）を有効に保護する法律によって保証されるべきである」、「ダルマチアとフィウーメ市のイタリア人はその居住地を離れることなく、イタリア市民権を選択する自由を得るものとする」¹³⁾など、連合国の覚書よりもフィウーメ市の裁量とイタリア人の権利を拡大させていた。1週間後、英仏伊間の長い議論をへて妥協（compromesso）が図られるが、ユーゴスラヴィア側が特別区に対するイタリアの統治権は認められないとして伊覚書を拒否した結果¹⁴⁾、一連の協議も水泡に帰してしまう。

デアンプリスは、フィウーメ代表としてかれ自身がニッティに渡した1920年4月の嘆願書（Memoriale）に注意を喚起する。嘆願書は、1918年10月30日の住民投票によってフィウーメ自由市が意志と自治権の具体的表現としてイタリアへの帰属を決定したことをイタリア政府に再度確認させ、また、かつてハンガリー王国に属していた特別区の完全至高の独立には港も鉄道も含んでいるとした。さらに、フィウーメ代表不在のいかなる合意や妥協も、自治権を損なうものとしてこれを拒絶するし、不当な強要を斥けるためにはあらゆる非常手段も辞さないとして記していた。こうしてデアンプリスはフィウーメの不屈の意志と、「ウィルソンの公理によるのみならず」¹⁵⁾、corpus separatumの特別地位による自己決定権を力説して第1章を結んだ。

つづいて「フィウーメの経済的価値」と題された第2章冒頭に、先の1月14日の連合国・イタリア間の妥協案を再び組上に載せ、すべての設備を含む港湾全体と鉄道が連合国に引き渡されてその管理下に入るとした理由は、平和の確保という口実で、連合国が自分たちの利益のために人民と領土を恣にしたからだと断定した。くわえて、大戦の真の勝利者はとくに英米のような富裕国で、そうした国はすでに世界規模となっている残忍な高利貸の商業ヘゲモニーを完成させる手段として連合国をつくったのだと批判した¹⁶⁾。

他方、デアンプリスは、フィウーメとダンツィヒとコンスタンチノーブルを手中に収める者

が、全バルカンおよび中・東ヨーロッパという広大な未開発地域の主人となるが、そのフィウーメは北一東ヨーロッパへの浸透と拡大に最適の場所の一つであり、ドイツ・ポーランド・チェコスロヴァキア・オーストリア・ハンガリー・ロシア・ウクライナ・トランシルヴァニア・ルーマニア・ユーゴスラヴィア・ブルガリア、そしてコンスタンチノーブルと壮大な鉄道網によって繋がっていると強調する。また、添付地図には点線で、フィウーメを頂点としダンツィヒとコンスタンチノーブルを結ぶ線を底辺とする鈍角二等辺三角形が描かれ、その三角形のなかにウィーンやブダペスト、ブカレストやベオグラードが収まり、プラハやワルシャワ、ソフィアといった都市が三角形に近接している。

すでにダンツィヒとコンスタンチノーブルを獲得してバルト海と黒海を完全制覇している英国だが、他方、アドリア海の経済支配を狙う米国は、通商経済的に絶好の位置にあるフィウーメを欲している。経済的金権支配の英米はイタリアに残された唯一の拡張領域を互いに山分けしようと手を結んでいるのだとし、デアンプリスはこれを資本主義国の国際トラストと決めつけて敵視した¹⁷⁾。こうした、とくに米国のもくろみにとって必要な戦略地点が、緩衝国すなわちフィウーメ自由国だというのである。

デアンプリスは、イタリア政府がこうしたウィルソンの策略に同意しているとみて、一連の協議・合意を徹底的に批判する。だが、フィウーメは同意しない、フィウーメは武装解除しない、フィウーメにはダンヌンツィオがいるのだと述べて章を閉じた¹⁸⁾。

第3章「受容可能な解決」でデアンプリスは、ロンドン条約を適用してフィウーメにイタリア国家との領土的隣接性 (contiguità) を保証することのみを要求すると書く。他方、デアンプリスは、ユーゴスラヴィアへの敵意と過剰な被害妄想も激しく、たとえイタリアがユーゴスラヴィアにダルマツィアやフィウーメおよび東イストリアを与えても、今度は西イストリアやトリエステ、ゴリツィアを欲して戦争をしかけてくるだろうと邪推する。さらに、善意から自惚れてユーゴスラヴィアの帝国主義的飢えを満たし、イタリアを見苦しい妥協で辱めている愚かな手合いがいると、おそらくはG・サルヴェーミニら民主派の対ユーゴスラヴィア協調論者に批判の矛先を向けるのである。

ついでデアンプリスは、「イタリアへの帰属が可能とならない場合、フィウーメは自力かつイタリアを巻き込まずに自らがイタリアであること (italianità) と富の全体を防御し、港湾と鉄道をふくむ自領土の完全至高の独立性をつよく要求」¹⁹⁾して、次善の策を披瀝するが、これはデアンプリス独自の見解ではなく、フィウーメ主義者の一定部分には共通の思考傾向であった。デアンプリスはつづけて、港湾を抱える都市ではなく都市を抱える港湾と叫ぶというフィウーメから港湾と鉄道を取り上げ、市民生活に不可欠のこの2施設の所有と管理を国際連盟²⁰⁾に委ねるのは、経済的な海賊行為であるばかりか、政治的不条理である。したがって、フィウーメがイタリアの主権下の自由都市となるにせよ、港湾を奪われるのならば、それは残忍な愚弄

でしかない。強奪者 (predoni) である資本主義列強は内陸部の諸民族への利便のため、港がフィウーメ市の所有物にとどまってはならないというが、この見方は偽善であり虚偽である。諸民族は自由に港を利用できるし、実際、フィウーメ港に関連をもつ銀行・通商・工業の各分野の著名な代表による 1919 年 10 月 11 日の会議でこの問題が論議され、自由港 (porto franco) との原則をもって解決したのだ。このことは仏首相クレマンソーも問題の公正な解決であると判断したのではないかと、デアンプリスは連合国の姿勢を問う²¹⁾。そして、あくまでも開かれたフィウーメ港であることを力説し、内陸部の諸人民を恣意的に扼殺することは、フィウーメなどより反対に、米国にとってこの上なく容易なことであると論駁する。さらに章末で、次のように反論した。「イタリアは、相応の戦時賠償の内金として、ハンガリーにフィウーメ港を要求することができよう。いかなる理由によってイタリアのこの権利が否認されなければならないのかも、また、なぜ国際連盟によってわざわざ横取りされねばならないのかもまったく理解できない」。

第 4 章は「和解」(modus-vivendi) と題されていることからわかるように、1919 年 11 月 23 日にイタリア政府がフィウーメに提出した和解案を意識して書かれている²²⁾。デアンプリスはまず、「ニッティによって、フィウーメとイタリア政府 (Italia ufficiale) との関係は、フィウーメと義勇兵たちをその必要も目的もなく侮辱し侵害した一連の行為によって無用に悪化し、兄弟殺しの戦闘に至る可能性もあった反発へと押しやった」²³⁾と、伊政府の、軍隊まで配備した陸路・海上の封鎖 (blocco) による政府の実力措置を激しく批判する。そして殺人具に等しいこの封鎖がいったい何のためになるのかと詰問し、ニッティが執拗につづけている経済封鎖には二つの目的がある。それは、第 1 にフィウーメの抵抗を衰弱させるためであり、第 2 にイタリア政府が現在のフィウーメ占領とは何の共犯関係もないと、疑い深い連合諸国に納得させるためであると説明し、ところがこのような経済封鎖ではなにひとつ解決しないとつけ加える。

ダンヌンツィオが司令官であるのは、フィウーメ民族会議が全権を委任したからではなく、明白な知的優秀さや人間的魅力、また、かれのみがフィウーメ信仰を象徴し勝利をもたらすと確信によって、ダンヌンツィオが精神 (animi) に命じているからだ。デアンプリスはダンヌンツィオの超越的神秘力を特筆する。であるから、ダンヌンツィオを跳び越してフィウーメ問題を解決しようとして、司令官からフィウーメ人民を引き離そうといった謀は愚かなことである、という。デアンプリスにとってダンヌンツィオの存在はまさしく絶対的であった。

デアンプリスは、最終章の「結論」で、フィウーメ問題に対する 4 点の解決策を箇条書的に列挙する。その最も注目すべきは第 1 番目のものである。すなわち、「フィウーメの明らかなイタリア的性格と自決権の保全のためには、つぎの二つの解決策しか存在しえない。すなわち、a) 1918 年 10 月 30 日の人民投票にしたがってフィウーメをイタリア国家に併合すること、

あるいは、b) フィウーメおよびその領域を、至上権をもつ独立国家として承認することを含めてロンドン条約を適用すること。他の解決はすべて、フィウーメの権利およびイタリアの利益を侵害するとして、フィウーメはこれを断固拒絶する」。残りの3点は、フィウーメ港および鉄道の所有と管理、フィウーメの政治問題解決に向けた和解案の作成に関するものである。なお後日、カルナーロ憲章のデアンプリス草案のなかで、港湾に関しては「序」に、鉄道は第7条に明示されるだろう。

以上、デアンプリスのフィウーメ観ないしフィウーメ論をみてきたが、このうちとくに重要とみられる2点を指摘したい。まず、デアンプリスは、フィウーメの処遇に関し、同市の民族会議やナショナリストが当時声高に主張していたイタリアのフィウーメ併合論に同調する一方で、しかしこれを唯一の道とは考えず、完全な独立国家の形成をもその将来的な選択肢に入れていた点である。デアンプリスもフィウーメのイタリア性あるいはイタリア的性格を意味する *italianità* という言葉を多用したが、それは文字どおりフィウーメのすべてをイタリア王国へ移譲させることで実現されるのではなく、あくまでもフィウーメを1個のアイデンティティをもつ存在、政治的共同体として理解するゆえに、自由港をもつ自由都市 (Città libera) としてのフィウーメの構想が生まれるのである。もっともそれは連合国の描く緩衝都市としてのフィウーメ自由都市とはまったく異なっていた。次章にみるように、カルナーロ憲章の独自性もデアンプリスのこうした観念が根底にあって成立したものだということを前提として認識しておくべきである。

デアンプリスはまた、*retroterra* すなわち後背地・内陸部の諸民族に対するフィウーメの開放性を強調しているが、他方で新生ユーゴスラヴィアへの敵意は苛烈きわまりなかった。フィウーメのおかれていた情勢を考慮しても、その敵意は尋常でなく、それはむしろフィウーメの孤立化を助長する方向に向かわせるものとなったのではなかろうか。その経済的・産業的な先進性を認めるにしても、いや、近代的産業都市であるがゆえに、農産物を含め生活必需品の自給が不可能なのは歴然だった。すなわち、フィウーメはクロアチアに属する隣接地スジャクをはじめ、周囲のスラヴ系コミュニティに少なからず依存しなくては生きていけなかったのである。デアンプリスはこの側面を重視していないようだが、あえてそれを閑却していたようにもおもえる。「強奪者」英米仏連合国とその支援を受けるユーゴスラヴィア、そうした諸国から圧迫される被害者としてのフィウーメといった構図がデアンプリスの思考を覆っていたことで、フィウーメの対外的開放がよりいっそう困難になってしまったことは間違いない。

とはいえ、フィウーメの内的世界にあっては、デアンプリスは自ら設計する国家を構築しようとした。それは、革命的サンディカリストとしての自身の思考を全面的に反映させた国家基本法、カルナーロ憲章の構想となる。しかし、そもそも革命的サンディカリズムは、政治権力ではなく労働者による産業権力の掌握、経済権力の奪取をとおして直接に国家権力を獲得・

維持する、いわば下からの権力システムの構築・完成を第1のイデオロギーとしていたはずであったが、ダンヌンツィオによって実質的な最高行政権力者に突如として昇りつめてしまったデアンプリスは、労働者国家の形成に向けて上からその実行にうつすにいたったことにより、一種の自己矛盾とナショナルサンディカリズム化への懸念を認識しなかったであろうか。たとえば、デアンプリスがその点について深い危惧を覚えなかったにせよ、また、国家主義的発想をかれ自身はとらなかつたにしても、カルナーロ憲章の成立を機に新たな展開をみせるフィウーメに、革命的サンディカリズムからナショナルサンディカリズムへの地ならしを見てとることは不可能ではないだろう。

2. カルナーロ憲章と協同体論

(1) カルナーロ憲章へ

1919年11月末頃、ムッソリーニはフィウーメのダンヌンツィオにつきのような私信を送った。「拝啓、司令官殿、／友人のデアンプリスが選挙後の政治状況²⁴⁾についてあなたにお話しするでしょう。[...] デアンプリスがわたしの考えを口頭であなたに伝えるでしょう。わたしは、この時期に[フィウーメからイタリア]国内へ進軍するのは、それがどんなものであっても、国を深刻きわまりない発作に陥れるものと強く思っています。[...] たえ辛くとも現実を無視することはできません [...]。／変わらぬ忠誠をもって／ムッソリーニ」²⁵⁾。

これに対するダンヌンツィオの返信は、「[...] アルチェステ [デアンプリス] と話しました。われわれは合意しました。取り急ぎ失礼」というような素っ気ないものだったが²⁶⁾、ムッソリーニのこのダンヌンツィオ宛私信から、ダンヌンツィオとデアンプリスとの関係はムッソリーニの仲立ちによってはじまったこと、また、総選挙に落選したことで議会という合法的な場所での政治変革計画が頓挫し、新たな方向性を模索するムッソリーニは、他方で、この当時水面下ですすめられていたダンヌンツィオによるフィウーメからのローマ進軍計画を押しとどめたかったことがわかる。

それから1ヶ月も経過していない12月21日付の書簡で、はやくもダンヌンツィオはデアンプリスにフィウーメへの支援をもとめる。「決裂²⁷⁾は不可避のようだ。きみがここにいてくれることが必要だと思う。そしてきみの援助が必要だ。きみはわれわれの大義に最大限に貢献できるだろう。きみを待っている [...]」²⁸⁾。ダンヌンツィオとデアンプリスが知り合ってからごくわずかの間に両者の間でどのような進展があったのか、判明しているその間の書簡がダンヌンツィオの短い2通のみのため想像するしかないが、デアンプリスへのこの熱烈なラヴコールによって両者が急速に接近していったことは文面から容易に察せられる。そしてついにダンヌンツィオは、《La vedetta d'Italia》(1920年1月11日号)誌上でデアンプリスの内閣首班就任をつぎのように告知する。「アルチェステ=デアンプリス(ママ)議員は本日より [...] 内閣首班職

に就任する。政治的聡明さ、雄大な威厳、強力な指導の数々の履歴をもつこの偉大な同志の協力は、こんにち新しい生活のもっとも高貴な表情を見せている英雄的都市「フィウーメ」の大義にとってこの上ないことである」と。

こうして内閣首班就任からおよそ2ヶ月後の3月18日、デアンプリスは憲法草案(Disegno di Costituzione)をダンヌンツィオに提出する。同日の書簡でデアンプリスは次のように記して、憲法作成の意義を確かめている。「いま現在、イタリアへのフィウーメ併合を主張するのは不可能のように見える。そのため、ただそれゆえに、われわれにまだ残されている唯一の手段としてフィウーメを共和国として建設するという必要を確認しよう。[...] 現在のような状態ではわれわれは工業も商業も購買資金もなく、また文明人としての生活に不可欠な諸点もすべて消失し、暮らせなくなってしまふ。われわれに選択の余地はない。共和国フィウーメ憲法は自滅的停滞状態のなかで死なないための唯一の手段である。[...] 憲法それ自体のなかにすべての自由と現代思想のあらゆる斬新さを言明して、わが血統のもっとも好機で栄光の伝統を再生させる憲法の例を世界に示そう」²⁹⁾。

1920年8月31日夜9時、不死鳥^{フェニクス}という名の劇場(teatro《Fenice》)に集まった観衆の満場の拍手に迎えられた司令官ダンヌンツィオは、「フィウーメの殉教と信仰を記念する壮麗なる演説を、《イタリアのフィウーメのために！ 早晚、併合を！ カルナーロ執政府のために！ アララ》と締めくくり」³⁰⁾、つづいて憲章の全文を読み上げたのだった。ここでひとつの疑問が必然的に湧きあがってくる。すなわち、デアンプリスがダンヌンツィオに3月に渡していた草案が決定版になるのに、条文の文学的修辭への変更、およびその他の部分的な補足と修正しかほどこされなかったにもかかわらず、なぜ半年近くも日の目を見なかったのかという疑問である。この点に関し、デフェリーチェは、両者ともにできるだけ早いうちに一般集会で憲章を説明しようと考えていたが³¹⁾、ダンヌンツィオが急進化して共和国を建設する可能性があるとの噂が広まったため、憲章の公表を延期せざるをえなかったとみている³²⁾。たしかに、ニッティ伊政府の和解案を拒否し、デアンプリスを招聘してダンヌンツィオの統治が「左傾化」とすると、フィウーメの対伊政府穏健派や合法論者(legalitari)、また王政支持者、ナショナリストといった右派愛国主義勢力がダンヌンツィオのフィウーメ運動から離脱する傾向をみせはじめており、こうした人々は社会的・制度的革新や民主共和国の建設といった目的に加わりとは望んでおらず、したがってダンヌンツィオの政治環境は不安定なものになりつつあったからである³³⁾。さらに、ダンヌンツィオ自身、イタリア王国との一体性にかなりつよく拘泥していたことも憲章の公表が遅れた理由ではないだろうか³⁴⁾。

1週間後の9月8日、カルナーロ憲章の発布となる。以下、ダンヌンツィオが若干の手直しをして完成させたとされるカルナーロ憲章(一般にはCarta del Carnaro、正式名称はStatuto della Reggenza)のデアンプリス草案(以下、【DE】と表記)の特色を詳しくみてゆ

こう³⁵⁾。なお、適宜、必要に応じてダンヌンツィオによる決定版（以下、【DA】と表記）と対照する。

(2) カルナーロ憲章

【DE】は全 47 条から構成される。番号を付した章分けはなされていないが、序・総則・市民・協同体・コムーネ・立法府・行政府・司法府・司令官・国防・公教育・憲法改正・イニシアティブ（発議権）・レファレンダム（国民投票）・請願権・兼任不可・解任・責任・報酬という合計 19 の章題がつけられている。まず、「序」(premissa) ではイタリアへの帰属が不可能ゆえにフィウーメの自治・自立を憲章で宣言しているが、これは前章で取り上げた著作『フィウーメ問題』の結論の骨子に等しく、デアンプリスはフィウーメの最高法の序文で自説を再び展開したことになる³⁶⁾。ついで第 1 条から第 10 条までの「総則」(parte generale)³⁷⁾ では、フィウーメ自由都市をカルナーロ共和国 (Repubblica del Carnaro) とすること（第 1 条）、共和国は生産労働を基礎にもち、また組織基準として最大限に機能的な地方自治制をもつ直接民主主義 (democrazia diretta) であり、性・民族・言語・階級・宗教の別なくすべての国民共有の主権を確認するが、生産者により大きな権利を認め、国家の諸権限はできうるかぎり分散すること（第 2 条）、共和国は独立と自由と公共諸権利の防衛のために対策を講じること（第 3 条）、全市民は性の区別なく法の前に平等であり、正規の審理および有罪の判決以外の諸権利の侵害を認めず、全市民に、思想・表現・出版・集会・結社の自由を保証し、宗教宗派はすべて認められること（第 4 条）、納税額に関係なく初等教育・最低賃金労働・疾病扶助・非自発的失業時援助・老齢年金等を保証すること（第 5 条）、共和国領内の港湾および鉄道は永久的に譲渡不能の国家の資産であること（第 7 条）、共和国銀行が貨幣を発行すること（第 8 条）、企業活動および職業活動は自由であること（第 9 条）が規定されている。こうした諸条からも【DE】の特色と先進性をみることができる。第 1 に、デアンプリスはイタリア本国からも独立した共和国として規定した。これに対し【DA】第 2 条以降に用いられる正式名称がカルナーロ＝イタリア執政府 (Reggenza italiana del Carnaro) であることからわかるように、ダンヌンツィオは、あくまでもフィウーメをイタリア王国の保護下に位置づけることを選んだ。だがこの点に関し、デアンプリスの情熱が看取される一方で、伊政府和解案の採否をめぐる相剋をみた、民族会議・ナショナリストら併合派とフィウーメ主義左派あるいは義勇兵たちとの間のフィウーメにおけるイタリア系勢力内部の不統一がダンヌンツィオに「執政府」という政体を選択させたともみることが可能だろう³⁸⁾。

第 2 に、生産労働および生産者に基礎をおく直接民主主義国家とは、まさしく革命的サンディカリストとしてのデアンプリスが長年にわたって訴えてきた理念であった。しかしその理念において、前章の末尾にも指摘したように、生産者国家はあくまで産業労働者レヴェルから積み

上げられてゆく、つまり下からの権力構築によって結実する国家であるはずだった。その意味ではフィウーメ共和国は、デアンプリスの国家的社会主義的側面³⁹⁾を露呈したともいえる。第3に、各種自由権、両性の平等、社会福祉的施策などの諸点は、イタリア王国憲法（アルベルト憲法）はもちろん、当時の他欧州諸国の憲法と比較してもきわめて先進的であった。さらに第6条は「共和国は、所有権（proprietà）をひとつの社会的役割（funzione sociale）と見なし、絶対権利あるいは個人的特権とはみなさない。したがって、あらゆる生産手段・交換手段に対する所有権の唯一の合法的資格は、所有それ自体を経済全般に利する労働である」と規定した。これは一見、社会主義イデオロギーを想起させるが、同条文からあきらかなように、また、革命的サンディカリズムの思想では労働者国家への準備段階において大衆の大義の前進のためにブルジョアジーのある程度の貢献を認識していた点を重ね合わせると、第6条は「所有」観念を問題にしているのではなく、「労働」を中心とする社会で果たすひとつの役割として所有（権）が考えられているのである。所有権に対するこのような認識はきわめて独特といえる。

(3) 協同体

第10条で「以下の3要素が集合して共和国の基本構成をかたちづくる」として、①市民（Cittadini）、②協同体（Corporazioni）、③市町村（^{コムーネ}Comuni）が記されている。このうち、第12条で満年齢20歳以上の男女市民に市民的権利のすべて、および全公職への選挙権と被選挙権が与えられ、第15条から第19条までの「コムーネ」の章では、コムーネに対して、自治や内部基本法の制定、コムーネ間の法律・行政上の契約締結、初等教育、コムーネ裁判官の指名、コムーネ警察などに関する地方自治的・地方分権的な諸権利を保証しており、ここでも憲章の先進性をみることができる。

そして、カルナーロ憲章の最大の特徴としてしばしば話題と論議を呼んだものが、第13条・第14条のわずか2条の「協同体」条項であった。順序は逆になるが、第14条では、「協同体は、内部の組織と活動に関して、充分な^{アウトノミー}自律性を享受する。協同体は、その財政上の必要を満たすため、給与・賃金・企業利益あるいは加盟者の職業上の利益に見合った税を課する権利を有す。協同体は、いかなる種類の共同の利益でもその名目で、財産を保有する権利をもつ。[…]

として、協同体にきわめてたかい独立性・自律性を与え、協同体と共和国との関係は、第15条から第19条に規定した、高度の自治権を有するコムーネと共和国との関係に等しいものとした⁴⁰⁾。その協同体に関し、国家の社会的構成要素を8個の協同体と規定した第13条の内容は概略、以下のようなものであった。

「持続的な肉体的労働および知識労働によって共和国の物質的繁栄と文明的発展に協力する市民は、生産的市民（cittadini produttivi）とみなされ、同格の協同体を構成する下記のうち

の1カテゴリーへの加入を義務とする。すなわち、

- ① 工業、農業、商業、運輸業の賃金労働者。このカテゴリーには従業員を有しない零細手工業者や小土地所有者も含む。[…]
- ② 私企業および農業企業体の技術者・事務職員。ただし、共同所有者はこのかぎりでない。
- ③ 厳密な意味で労働者ではない、商事会社関係者。ただし、共同所有者はこのかぎりではない。
- ④ 工業、農業、商業、運輸業の雇用者。および②、③で言及した共同所有者。[…]
- ⑤ 全等級の、国家およびコムーネの公務員。
- ⑥ 公立学校教員および上級学校 (istituti superiori) の学生。
- ⑦ 上記5部門に含まれない自由業者。

[⑧]⁴¹⁾ 農業・工業のいずれにせよ、生産・労働・消費の協同組合 (cooperative) はそれ自体の管理業務者によって専ら代表されるひとつの協同体を構成する」。

デアンプリスはこのようにカルナーロ共和国の就業人口構成員を生産的市民と名づけ、かれらを8協同体に編入した。【DA】との異同について触れると、第18条および第19条に相当する【DA】では協同体数は10団体に増加し、内容にも一部の修正をみている。すなわち【DE】【DA】ともに①～⑤の区分内容はほぼ同様であるものの、⑥については【DE】に定めた他に、「彫刻家・画家・舞台装飾家 (decoratori) ・建築家・音楽家、および美術・舞台美術・装飾美術に従事するもの全員」が追加されている。⑦・⑧はともに同じである。だが、【DA】には⑨と⑩の、新規に追加された協同体があり、⑨は全海員による協同体⁴²⁾、⑩は「組合も人員もコトバももたない (non ha arte né novero né vocabolo)。その充溢は decima Musa の充溢として待望されている」とあり、ギリシャ＝ローマの神話世界を想起させるような、きわめて観念的・神秘的・ユートピア的な内容となっており、それは無論、ダンヌンツィオの精神のなかで創造されたイメージなのであるが、非常に抽象的で耽美的かつ不分明な、かたちのみえない協同体となっている⁴³⁾。

【DA】第10番目の協同体はあまりにも空想的ゆえに考慮外におくとしても、上記のような協同体に関し、それは個人—国家間の距離をなくし、生産を組織し調整する制度であると同時に、生産者と国家を結ぶ橋梁であると認識したうえで、なおかつナショナルサンディカリスト (デアンプリス) の協同体主義的生産第1主義がダンヌンツィオの哲学的思考・唯美主義と調和共存した結果であり、両者の共通要素は国家全体に広がる社会的利他主義、自由主義的・マルクス主義的価値の双方を否定する反唯物主義、そして結局は革命の主意主義的あるいは耽美主義的理解を含んでいるとする見解⁴⁴⁾は大筋において肯定されよう。

協同体システムに関連する機関について言及すると、デアンプリスは立法府を代議院 (Camera dei Rappresentanti) と経済評議会 (Consiglio Economico) の2院制とした。下

院に相当する任期3年の代議院の議員は20歳以上の市民から直接・秘密選挙によって有権者1000人に1人の割合で選出され、刑法・民法、警察、国防、中等公教育、芸術、国家・コムーネ関係を協議し、法の制定に携わり（第21条）、また経済評議会は、比例代表制度を通じて直接・秘密選挙によって以下の割合で選出された60名の議員から構成される。すなわち、農工業労働者（15名）、雇用者（15名）、農工業技術者（5名）、私企業管理職（5名）、公立学校教員および上級学校学生（5名）、自由業（5名）、生産協同組合・生活協同組合（5名）である（第23条）。これを一瞥して明瞭なように、8つに分けられたこの区分は協同体の8分類に対応するものである⁴⁵⁾。この経済評議会は商法・海商法、労働規則、運輸、公共事業、通商・関税その他の協定、技術訓練・職業訓練、銀行・企業・技術専門職に関する法の制定をおこなう（第25条）。英語圏ではじめてフィウーメ占領の全体像を詳細に描いたM・A・レディーンは、代議院は年1回、経済評議会は年2回の会合しかもたず会期もきわめて短期であると指摘し、カルナーロ憲章は「異常なほど楽観的な憲法であった」とみる⁴⁶⁾。

本章を終えるにあたり、ファシズム期の協同体との関連について付言しよう。ファシズム国家は別名、22個の協同体からなる協同体国家（Stato corporazionale）と自称し、協同体という用語を使っているために、またE・ロッソニーやC・ロッシ、A・O・オリヴェッティ、S・パマンツィオ、P・オラーノといった多数の元革命的サンディカリストがファシスト運動・体制に流入・参画したために、ダンヌンツィオーデアンブリスの協同体論との類縁性が連想されるが、ファシズムの労働憲章（Carta del lavoro, 1928年）を一見すれば明白なように、30条からなる労働憲章は、生産・労働・労働組合・ネイション（nazione）といった要素はすべて国家に包摂され直接の支配を受ける⁴⁷⁾ことから、その協同体はファシズム的国家社会主義実現の一手段として存在したのであった。労働憲章の作成過程においてもっとも革命的サンディカリズム的な立場を主張したロッソニーが早々に退場させられたことはそのことを例証している。結局、ファシズムのそれは協同体というよりもむしろ労・使・国家の3者によるたんなる協調（労働）組合と呼ぶほうが相応しいものとなった。また、ファシズム協同体システムで機能したのは、革命的サンディカリズムではなく、完全な国家統合主義的サンディカリズムであった。そこではすなわち、デアンブリスの協同体論では当然視された、資本と国家に対する労働と生産の優越は、その外皮的形態をほのかに残しつつ、内実はほぼ完全に消失していた。つまりファシズムは、労働と自治と普遍的な道德価値の優位性にもとづく初期の理想をすっかり放棄してしまったのである。次章では以上の前提認識をふまえ、カルナーロ憲章および同章に構想された協同体について、諸論を紹介しつつ、さらなる検討を試みよう。

3. さまざまなカルナーロ憲章論・協同体論

カルナーロ憲章の評価について、デフェリーチェは、「これまで哲学者や経済学者や法学者

がつくれなかったものをダンヌンツィオがその苛烈な精神でつく」り、「実施されなかったにもかかわらず、それまでに編まれた全面的な労働組合的組織法体系よりもすぐれたモデルとして学問 (scienza) のなかにとどまっている」⁴⁹⁾ (G・アンブロズイーニ)、「ロシアの巨大な前例 [ロシア革命] と異なり、偏向せず排他的でもなく、その広大な計画は完全に包括的である」⁴⁹⁾ (F・ルッフィーニ) といったほぼ同時代からの、いわば憲章に好意的な諸説を紹介している。たしかに、筆者の狭い知見でも、たとえばファシズム体制期の 1930 年、フィウーメ体制とファシズム体制との連続性を強調するデセーモは、ファシズム協同体システムとの関連性を重視する観点から、カルナーロ憲章を、「社会的・政治的・文学的にきわめて高く重要なもの」と賞賛している⁵⁰⁾。デフェリーチェ自身は、「カルナーロ憲章は事実上、精神的・実質的にカトリック的協同体とも、たとえ一部のファシストがデマ的・感情的にならべ立てようとしたところで、ファシズム的な政治・社会改革の協同体や計画とも何の関係ももたない」として両者の連続性をつよく否定したうえで、協同体に関する記述部分ではなく、所有観念や労働関係、公教育、女性への待遇、行政上の分権、定期的な憲法改正などの諸点が研究者を注目させたこと、また憲章が、「革命的サンディカリストの概念のひとつの大系 (summa) として研究されねばならない」ことを指摘する⁵¹⁾。たしかに、カルナーロ憲章 (【DE】) の保証し提起した、諸自由権 (第 2 条)、平等権 (第 4 条)、教育権 (第 5 条・第 37-39 条)⁵²⁾、地方自治 (第 15 条)、陪審制 (第 33 条)、常備軍廃止と国民皆兵制 (第 36 条)、イニシアティヴ (第 41 条)、レファレンダム (第 42 条)、請願権 (第 43 条) 等々の民主主義的内容は、現代民主主義諸国の憲法の先行者として高く評価するに値するものである。

レディーンもこうした点に注目して、カルナーロ憲章が現代世界にとって制度的に不可欠であるばかりか情緒的に必要としているものをも同様に表現する稀代の文書のひとつだと高く評価する⁵³⁾。またかれは、「最終版 [【DA】] においてカルナーロ憲章はデアンプリスの革命ヴィジョンとダンヌンツィオの詩的洞察力とを結びつけた。[...] 憲章は現代の政治思想研究者に現代の他の憲法のなかで容易に見いだせない魅力的な独創性を提供している」⁵⁴⁾ などと賛辞を惜しまない。

政治史研究者の E・ジェンティーレは、デアンプリスという革命家の存在によってフィウーメの無政府主義的な政治実験運動がカルナーロ憲章の制定で実体化したと見、この憲章において、社会的・政治的諸原理が定義され、協同体生活の基礎としての労働神聖化にもとづく、またコムーネと生産代表組織の完全な自由と独立と自治にもとづく、社会の新たな整備の基点が据えられたと論じている。さらに、デアンプリスがその骨格をつくりダンヌンツィオが文学的装飾と宗教性を帯びた神秘的靈感を与えたとの点ではデフェリーチェの判断を踏襲しつつも、憲章がソヴィエト革命主義的破壊論に陥らずに民主主義的な労働主権、国民的・道徳的諸価値を備えた社会諸価値の総合を実現すべき「第 3 の道」の国家に向かう制度的構想のもっとも一

貫した完全な表現であったと称賛する⁵⁵⁾。ついで、ムッソリーニのファシズムはカルナーロ憲章に象徴されるフィウーメ主義 (fiumanesimo) の核心部を空虚化してそれを迎え入れたが、しかし、その核心部には、あらゆるかたちの依存や強制や疎外から開放された人間の再生を告げる、政治的秩序を超越したダンヌンツィオ流の叙情的秩序 (ordine lilica) の実現があったのだと述べる⁵⁶⁾。だがジェンティーレは、神秘的一民衆的愛国主義のダンヌンツィオとデアンプリスの思想的相違の十分な確認作業なく、フィウーメ主義の戦闘的イデオロギーのより具体的表現の一例として、N・ダニエーレとA・グラムシとの関係を取り上げているが⁵⁷⁾、フィウーメ主義の革新性あるいは革命性は少なくともダンヌンツィオ思想の緻密な検証をもって、あるいは一旦はダンヌンツィオと切り離して考察すべきであろう⁵⁸⁾。

現代史家のG・サロッチの紹介によれば、ファシズムが独自の体制を完全に確立してしまうと、たとえば1930年代末、ファシズムに参加した歴史家のG・ヴォルペはカルナーロ憲章の教義がファシズムのそれとほとんど対立すると書き⁵⁹⁾、同時期の歴史家A・カーネパはファシズムの先行者としてのダンヌンツィオの資質を否定し、カルナーロ憲章のなかに中世の協同体 (corporazioni) との類似をみた⁶⁰⁾。また、イタリア政府側の最大の当事者ニッティはカルナーロ憲章を、「愚の骨頂であり、無知と軽率の文書であり、狂気の集合としてしか値しない」と酷評した⁶¹⁾。N・ヴァレーリは憲章を、詩人ダンヌンツィオの社会主義化・無政府主義化した人道主義的な説明の枠組みに嵌め込み⁶²⁾、近現代史家のアラートリは、先取りする新たな組織準備の経験にしようとする夢に何らかの方法でかたちを与える試みとして捉えている⁶³⁾。1970年代に入ると、憲章は立憲政研究者の関心を引き、たとえばV・フロズイーニは1918年のソヴィエト憲法や1919年のドイツ憲法、1920年のチェコスロヴァキア憲法のような第1次世界大戦後の諸憲法とカルナーロ憲章を比較し、「第1次大戦後数年間のヨーロッパに広まり起こった社会不安と政治的動揺の象徴的なものとみなしうる法律文書である」と位置づけたが⁶⁴⁾、これは、カルナーロ憲章を今世紀最初の20年間に進展した革命的サンディカリズム概念のもっとも完全な表現であると述べた、フィウーメでデアンプリスの秘書であったU・フォスカネッリの見解と近いという⁶⁵⁾。さらに1989年、G・ネグリは憲章の独創性や現代性や具体性を指摘したうえで、憲章は「イタリアおよびヨーロッパの立憲主義の歴史に重要な位置を占める。それはジャコバン憲法の母型を出て、アルベルト憲法 [イタリア王国憲法] の経験と死を見とどけ、勇敢にも新たな世界にとてつもない闘争の明日にむかって開いている」と、カルナーロ憲章を賞揚した⁶⁶⁾。サロッチ自身もまた、歴史的には、戦争と、ブルジョア民主主義・ポリシェヴィズムからの解放にともなう動揺から生じた社会的・政治的過程の予兆的表現として、また憲政上では、新しくより現代的で斬新な解決への旗手的文書として、憲章は時空の限界を超えようとしたのだと、過剰なほどの賛意を表している⁶⁷⁾。以上のように、サロッチの紹介する諸家のカルナーロ憲章論は、自身の見解も含め、総じてデフェリーチェやジェンティー

レの論に近いものであった。

さて、ムッソリーニのカルナーロ憲章に対する態度は以下のように微妙であった。デフェリーチェやサロッチェも引いているように、ムッソリーニは、自派の『ポポロ＝ディタリア』紙 (Popolo d'Italia) に書いた、憲章発布後まもない論説では、憲章が生命力あふれ、それはフィウーメのみならずイタリアのためのものだと力説していたが、それからおよそ1年を経た、1921年11月のファシスト大会後には、「ファシズムはカルナーロ執政府の憲章のなかに自身の図版^{フロン}をみいだすことができようか？ 私見では、それはできない。ダンヌンツィオは天才である。かれは非常時の人間であって、日常的实际の人間ではない」と述べた。しかし同時に、憲章のなかには「イタリア人であるという自負と、共通の偉大なる祖国のために働きたいという覚悟がある」とつけくわえている。さらに、1922年春には、デアンプリス案を下敷きに整えなかったならば、ダンヌンツィオの天才だけでは憲章は、「社会綱領としていかなる価値をもちもちえたであろうか？ まったくもたなかっただろう」と論じた⁶⁹⁾。こうした文脈から、第1にすくなくともローマ進軍前まではムッソリーニはカルナーロ憲章に対してある程度の評価を与える一方で、第2に、これは戦略的意味合いもかなり大きいことを斟酌しなければならないが、ダンヌンツィオを、カルナーロ憲章に対する評価と切り離してかなり手厳しくあるいは疎遠に扱っていることである。つまり、ファシズム運動においていまなお根づよいダンヌンツィオ信奉への牽制をそこにみることができるだろう⁶⁹⁾。

つぎに地方自治主義、市民参加とともにフィウーメ共和制執政府の骨格をなす協同体論に関する論議をみると、デアンプリスが描いた、生産労働を主体とする直接民主主義国家の土台を支える協同体論と、ファシズム協同体論との対比において、デセーモは1930年の上記論文のなかで、労働を唯一の合法的支配権の源としてなおかつ生産・交換手段の私的所有を認めるカルナーロ憲章における協同体は、強制的な労働組合編入の原則を主張し、広汎な自治権と規範的権限をもつ公法上の法人であるが、他方、ファシズム体制下のそれは、雇用者・被雇用者の組合加入が任意であるという違いがあるものの、「ダンヌンツィオの勇壮な行為を、言葉と行動で賛辞したムッソリーニであるから、現行のファシズム協同体の体系」は司令官ダンヌンツィオによるカルナーロ憲章に「示唆的影響を受けている事実は驚くべきことではない」、「ダンヌンツィオの意志はムッソリーニに引き継がれた」、「ファシズムはまさに1919年に強靱な根を張ったのだ」など、ファシズム期にムッソリーニがダンヌンツィオ神話・フィウーメ神話を実行する後継者を装っていたことをその背景に、二つの協同体の親近性を語るが⁷⁰⁾、両者の異同は、前章末で言及したとおりである。デフェリーチェは、ファシズム協同体にみられる官僚的・権威主義的路線とちがって、デアンプリスの協同体論に、マツィーニ主義の定式である「自由と連帯」(libertà ed associazione) というマツィーニ主義的労働組合路線をみる⁷¹⁾。M・シュネイダーは、「国家主義的な革命的サンディカリズムの世界観 (Weltanschauung) を実

践的な政治文書に翻案したものである」デアンプリスの協同体論は、初期ファシズムに理論的基礎と政治綱領を与えたとしながらも、共通の理想を放棄したゆえにデアンプリスはムッソリーニを批判し、反ファシストとなったとする。また、デアンプリスが国家主義的な枠組を採用したのは、「大衆のなかでの国家主義的感情の重要性を認識していたから」であり、「社会問題解決の前提条件として、歴史環境が国民統合を要求」したからだ、さらに、その国民統合や国家権力、歴史における国家の位置、政治行動の必要性をデアンプリスに教えたのは戦争であったと説明している。くわえて、デアンプリスら反ファシズムの革命的サンディカリストと、ファシズムに参加したA・ランツィッロやオラーノ、オリヴェッティ、パヌンツィオその他の革命的サンディカリストとを分ける基準は、社会改革が下位の産物（sub-product）となる倫理革命の必要性に関する、後者によるソレル思想の吸収の度合いであるとみなが⁷²⁾、今後この点は論議を深めるべきであろう。哲学者で当時は社会党员でもあったA・バラトーノは、美的活動によってのみ文化的行為と労働行為の間のどんな本質の相違もなくなるとして【DA】にある第10番目の協同体に注目し、これを国家の文化的使命と捉えて、「ダンヌンツィオの憲法がやろうとしたのは、労働生活に審美的意味を与え、そうすることで、それまで美意識を現実生活には不要な贅沢で無縁だと見なし過小評価していた功利主義的圧力に対抗することであった」と書き、さらにダンヌンツィオによる、労働者階級と文化階級という二つの社会階級の新たな乗り越えの試みに賛同した⁷³⁾。しかし、バラトーノのような評価では、第10の協同体それ自体の表現するシンボリックな意味を越えてしまい、そのために【DE】の革命的サンディカリズムの特長がダンヌンツィオ流の審美論・精神宇宙論で弱められ、ひいてはカルナーロ憲章の協同体論のもつ現実変革的側面が稀釈されるであろうことは否めない。

むすびにかえて

本稿では、フィウーメ占領期にあって、イッレデンティズム的・ナショナリズム的傾向から自治的・革命主義的方向への転換を見せた占領の第2局面（1920年1月）の内実を知るため、カルナーロ憲章を分析した。デアンプリスが内閣首班に就任し、その革命的サンディカリスト的構想によって提示された憲章はきわめて現代的な内容をもつものだった。また、憲章の分析・検討の際、第1章第2節にみたように、従来のフィウーメ事件関係の研究において、わが国はもとよりイタリア内外でも取り上げられることも言及されることもなかったデアンプリス自身の著作に拠ることで、いわばカルナーロ憲章の思想的背景が明らかにされたと考える。

稿を閉じるにあたり、補足説明的な意味あいも兼ねて、以下の2点を考察する。

まず第1点目として、カルナーロ憲章の草案執筆者はデアンプリスだけなのかという疑問についてである。サロッティは、1989年にジェノヴァで開催された「ダンヌンツィオとその時代」と題する国際会議で、法学者P・ウンガリが、憲章作成に関わった第3の人物（法律家）

が存在したのではないかという推測を提起したと伝えている⁷⁴⁾。これは魅力的な問いかけである。たしかに、1920年1月早々にデアンプリスがフィウーメ入りしてから、3月18日に憲章草案をダンヌンツィオに渡すまでわずか2ヶ月の期間しかない。両者の最初の出会いが1919年11月下旬であるから、ダンヌンツィオからの憲章作成依頼の時期をどんな早めに見積もって計算しても、デアンプリスの憲章作成期間はせいぜい3ヶ月に満たない。このわずかな時間内に上にみたような全47条の最高法がはたして完成するのであろうか、このとき第3の人物がデアンプリス草案の作成過程に介在したのではないかと憶測するのは不自然ではないだろう。デフェリーチェはデアンプリスのダンヌンツィオ宛書簡(1920年3月18日)から、両者がそれまで長く話し合ってきたことがわかると説いて、あくまでデアンプリスの作業が基本でありながらも【DE】テキストへのダンヌンツィオの影響を少しく示唆しているが⁷⁵⁾、それを一応認めたところで疑問が解消するわけではない。しかし、本稿で詳しく紹介したように、デアンプリスは、憲章草案とほぼ同時期に書いた『フィウーメ問題』から、憲章草案を構想するための、歴史的・政治的側面における自身のフィウーメ認識をすでに草案作成前の時点で明確にもっていたことが明白になった。そうした素地のうえに、革命的サンディカリストとしての独自のイデオロギーを条文化した、あるいは条文に織り込んだのである。このイデオロギーはデアンプリスの年来の所産であるから、2ヶ月ほどの期間でも十分に草案作成は可能であったと考えられる。ちなみに、デアンプリスのかつての盟友のオリヴェッティは、ダンヌンツィオを、「マキャヴェッリとともに現代の最初の政治理論を世界に授けたこの国で、政治的英知の永遠の傑作となるであろうカルナーロ憲章」の創設者として絶賛したが⁷⁶⁾、1921年の前半に長文の「サンディカリスト宣言」を発表し、そこには労働者階級の完全な自治や生産階級の直接行動、コムーネの自治、集権国家諸機能の漸進的撤廃など、デアンプリス憲章草案と呼応する諸改革が提言されており⁷⁷⁾、こうした点からも、少くとも当時の一部の革命的サンディカリストは憲章草案の文脈をすでに共有していたと理解されるし、またこれはデアンプリスが憲章を短時間で急場しのぎに作成したものでないことを傍証するであろう。

第2点目として、如上に触れた、ダンヌンツィオに対する諸家の見解への疑問である。冒頭でことわったように、本稿はフィウーメ占領の全貌を明らかにするのでもなく、またダンヌンツィオ論でもない。だが、カルナーロ憲章とデアンプリスに関わる限りでの、ダンヌンツィオに関して行論でみたようにデフェリーチェらの諸論を簡単に要約すれば、《憲章の大筋はデアンプリスのものでダンヌンツィオはそれに神話的で詩的な文学的脚色を施しただけだ。とはいえ後者は前者の直接民主主義的的革命主義を是認してもいた。ダンヌンツィオを政治的な策略家とみるのは難しく、デアンプリスや義勇兵^{レジオナリ}左派の囚われ人との見方さえあるのだ、フィウーメ占領はダンヌンツィオにとってきわめて個人的な熱狂的冒険でしかなかった》⁷⁸⁾ というものになろう。これまで、主としてこの文脈で革命家ダンヌンツィオが創造あるいは想像されてきた。

しかしこうした見解への反論として、N・R・チリッロは、カルナーロ憲章の主題はむしろダンヌンツィオの政治演説同様、詩・小説・戯曲の文脈や内容に合致していると断じ、憲章におけるダンヌンツィオのつよい意志と意図を力説する。たとえばそれは、【DE】【DA】それぞれの序文内容の差となって表れ、米国訪問の経験があるばかりか米国憲法もよく知っていたデアンプリスによる「序」は啓蒙運動的テキストであり民主主義的であると主張する⁷⁹⁾。さらに、【DE】の *volontà* は、「奪うことのできない自決権」(*inalienabile diritto dell'autodecidione*) にみられるように啓蒙主義的個人主義の米国的表現と密接に結びついているのに対し、【DA】のそれはかれの文学作品には馴染みの観念である、人民を動かし鼓舞する意味へと完全に変質し、くわえて、憲章は歴史的宇宙論における叙事詩 (epic) の声であり、また神話地理学がもつイッレデンティズムの文書となったとした。さらに、ポストコロニアルの立場からフィウーメ占領のコロニアリズムを考察し、憲章が提示する「文化」によって、植民地人民が列強から被ってきたように、植民者イタリア=フィウーメによりフィウーメの諸民族 [ここでは主としてクロアチア人] も教化されあるいは文明化されるという図を描き、憲章の帝国主義的植民地主義性を強調した⁸⁰⁾。ダンヌンツィオのもつ帝国主義・植民地主義的素地に関してチリッロ論文に影響を与えたのがJ・M・ベッカー論文である。ベッカーはナポリの有力紙『イル=マッティーノ』(Il Mattino) の創始者で植民地主義文学者であるE・スカルフォリオとダンヌンツィオとの交友・影響関係を横軸にして、数々のダンヌンツィオ作品における帝国主義・植民地主義を暴き出してゆく。ダンヌンツィオにとっては、フランス=オリエンタリズムの美が、イタリアのポスト=リソルジメントの下劣を回避させてくれたもの⁸¹⁾、ダンヌンツィオはイタリアのエチオピア植民地戦略初の蹉跌である1887年のドーガリ敗戦を機に、耽美主義から植民地主義芸術へと移行し、『快樂』(Il Piacere, 1889年) のなかにはダンヌンツィオの帝国主義の起源が数多く露呈しているとみる⁸²⁾。20世紀に入ると、ダンヌンツィオは現代を墮落に至らしめているのが社会主義だと考えるようになり、『マイア』(Maia, 1903年) では、新ローマ帝国が「ローマの平和」のスローガンを携えて高揚され、英帝国主義文化との併走も信じがたいものではなかった。この作品で柔弱なオリエンタリズムから男性的な帝国主義へと移行したのであり、ダンヌンツィオはいわば欧州帝国主義の主流にいたのだ、とみる。さらにベッカーは視点を変え、グラムシの次のような指摘、すなわちG・パスコリの愛国主義社会主義が、プロレタリアの概念を階級から民族に移し、プロレタリアートであるイタリア民族は植民地設営によってその階級性から解放されるとみなして結局は植民地主義にいたったが、このことはナショナリストのE・コッラディーニやダンヌンツィオも同様であるとの指摘⁸³⁾を紹介し、こうした、社会主義から帝国主義目的への誘引は『マイア』のなかですでに予言されていたと述べる⁸⁴⁾。

このように、上記2論文はカルナーロ憲章の作成過程における従来のダンヌンツィオの機能

に大きな修正を迫るものである。すなわち、【DE】とはちがって、最終版である【DA】には、序文の内容にみられるごとく、全体として帝国主義的植民地主義が露骨に反映されていると解釈することができるだろう⁸⁵⁾。しかも、帝国主義侵略の正当化というヨーロッパ文学の共犯性を示唆するチリッロは、滞仏中に急進右翼やカトリック再生派やコルボラティストの友人たちに囲まれていたダンヌンツィオであるゆえ、協同体を規定した条文への一定の関与すら想定されると理解できそうな含みを残している。あるいはそこに、皮肉にも、「両者がそれまで長く話し合ってきた」(デフェリーチェ)結果が看取されるのであろうか。

これまでみたように、急進的民主主義と社会主義の混合混在した基本理念からなるデアンプリス起草のカルナーロ憲章は、それ自体を単一の独立した法律テキストとして取りだすならば、きわめて現代的な骨格をもつ先駆的憲法とみなしうるであろう。しかし当時の南一東欧において、弱小諸民族の民族主義と帝国主義との亀裂と紛争の集約点にあった一港湾都市を統治するため成文化された憲法としてこれをながめるとき、方向性の異なる2人の夢想家のそれぞれの夢を閉鎖的な時空間のなかで実現しようとする、現実味の乏しい抽象的実験といった印象を拭えない。2人の構想するフィウーメはその頃、イタリア政府・連合諸国・ユーゴスラヴ諸民族という敵陣に包囲されていた。とりわけ1918年4月のオーストリア=ハンガリー帝国下被抑圧諸民族会議(ローマ会議)以降、ユーゴスラヴ諸民族の自治独立支持に傾いたウィルソン主義米国の影響力は大きく⁸⁶⁾、デアンプリスも最大敵が米国であることを当然認識していたが、如上のごとく、つよい嫌悪感と敵愾心を表出するにとどまった。なにより両者ともにフィウーメのイタリア化という正統性に対する無前提の信仰を歴史的・民族誌的に問い質すことができなかった。他方、内部では旧支配層の穏健派やナショナリスト勢力の反目に遭い、熱狂的な一般大衆をのぞき、無血入場3ヶ月ほどで早くもダンヌンツィオの神通力にも翳りがみえはじめていた。デアンプリスの首班起用とカルナーロ憲章の制定がそれからの脱却手段だったが、結局は国際情勢の急速な展開とそれにあくまで順応しようとする伊政府の強行によってかれらの夢は潰えた。2人とも、ヴェルサイユ体制のなかでのフィウーメの政治的位置を正確かつ客観的に測ることができず、カルナーロ憲章という優れて先進的なテキストともに歴史の奔流に押し流されたのである。

註

- 1) これが、フィウーメのイタリア帰属を正当化する主要な根拠となっていた。たしかに、たとえば1918年頃のフィウーメでは、統治上の措置による約6,000人のマジャール系住民およびその他諸民族系約3,000人の住民を度外視すれば、イタリア系住民が24,212人、スラヴ系住民が15,687人だった。しかし、きわめて生活経済的結びつきのつよい隣接地域のスシャク(Sussak)では住民総数13,170人のうち、イタリア系住民1,569人、スラヴ系住民10,915人となり、両住民数の構成は逆転する。両地域を合わると、イタリア系住民25,781人、スラヴ系住民26,602人となり、イタリア系住民の数的優勢は否定される。cf., C. Maranelli e G. Salvemini, *La questione dell'Adriatico*, II ed., Roma,

- Libreria della Voce, 1919, p.57.
- 2) Eduino Susmel, *La marcia di Ronchi*, Roma, Libreria del Littorio, 1929, pp.22 ss.
 - 3) 直訳すると「司令部次官」となるが、ダンヌンツィオに次ぐ地位であり、執政府の事実上の責任者であるため、内閣首班の訳を用いる。
 - 4) デアンブリスに関する本節の叙述は、注記ないかぎり、以下の文献による。Annamaria Andreasi, Alceste De Ambris, in: (a cura di) F. Andreucci e T. Detti, *Il movimento operaio. Dizionario biografico 2*, Roma, Riuniti, 1976, pp.167-170; Ferdinando Cordova, DE AMBRIS, in: *Dizionario biografico degli Italiani vol. 33*, Istituto della Enciclopedia Italiana, Roma, Treccani, 1987, pp. 214-222; Renzo De Felice, *Sindacalismo rivoluzionario e fiamanesimo nel carteggio De Ambris-D'Annunzio*, Brescia, Morcelliana, 1966, pp.11 ss.
 - 5) De Felice, *op.cit.*, p.25.
 - 6) Cordova, *op.cit.*, p.217.
 - 7) 前述のバルマゼネストの概略および USI の概略は拙稿を参照。「イタリア左翼実践派——第1次世界大戦前の革命的サンディカリズム」『西洋史論叢』第12号, 1990年, 所収。
 - 8) Mario Sznajder, The “Carta del Carnaro” and Modernization, in: *(Tel Aviver Jahrbuch für deutsche Geschichte)*, xvii, Jersalem, 1989, p.445.
 - 9) Alceste De Ambris, *La questione di Fiume*, Roma, La Fionda, 1920. なお, Elena Ledda, *Fiume e D'Annunzio. Pagine di storia*, Chieti, Marino Solfanelli Editore, 1988 中の “Bibliografia fiumana nella Biblioteca privata di Gabriele D'Annunzio” には, デアンブリスの著作として, 上書のほか次の2点が記載されている。すなわち, *La Costituzione di Fiume* (Fiume, “La Vedetta d'Italia”, 1920) と *Dalla frode al fratricidio* (Roma, La Fionda, 1920) である。前者はデアンブリスによるカルナーロ憲章の解説であり, これは現在, デフェリーリェの著作 (*La Carta del Carnaro nei testi di Alceste De Ambris e di Gabriele D'Annunzio*, Bologna, il Mulino, 1973.) の付録として収められている。後者は未見だが, 『欺瞞から兄弟殺しへ』という書名から, 同書は, ニッティとジョリッティの各政府がダンヌンツィオのフィウーメ執政府に対してとった姿勢への批判の書と考えられる。なお, 「兄弟殺し」はまさに, 1920年12月24日にはじまるジョリッティ政府軍のフィウーメ総攻撃すなわち「血のクリスマス」(Natale sangue) と呼ばれた事件で現実のものとなる。
 - 10) De Ambris, *La questione di Fiume*, cit., p.17.
 - 11) *ibid.* フランスは独自の地中海戦略から伝統的にセルビアについてユーゴスラヴィアの利益保護を主張してきたために, フィウーメのイタリア化を懸念していた。
 - 12) Department of State of the United States, *The Adriatic Question, Papers relating to the Italian-Jugoslav Boundary*, Department of State, Division of Foreign Intelligenc, Series M, No.167, Washington, 1920, pp.2-11, in: René Albrecht-Carrié, *Italy at the Paris Peace Conference*, Hamden, Archon Books, 1966 (Columbia u.p., 1938), pp.260-262.
 - 13) De Ambris, *La questione di Fiume*, cit., pp.21-22. なお, 「独自の管轄区域」との文言から, 港湾や鉄道の所有がフィウーメ市となることは明白であろう。
 - 14) Albrecht-Carrié, *op.cit.*, pp.272-274.
 - 15) De Ambris, *La questione di Fiume*, cit., p.27. ここであきらかにデアンブリスは, ウィルソンの民族自決論を逆手にとっている。
 - 16) *ibid.*, pp.31-32.
 - 17) デアンブリスは, さらに米国はフィウーメにある5運河のうち4つを塞いで巨大なドック (bacino) をつくり世界最大の港にしようとしており, この事業も, パナマ運河開鑿の経験がある米国はこれを容易にやっつけるだろうと推測した。さらに米国がパナマを保護国化した経緯に触れ, フィウーメにも同様の危険があると指摘する。*ibid.*, pp.35-36 e 40.
 - 18) *ibid.*, p.42.

- 19) *ibid.*, p.51.
- 20) デアンブリスは英米仏の戦勝国の名称を、連合国を意味する“Lega delle Nazioni”から、1920年1月に発足したばかりの国際連盟を示す“Società delle Nazioni”に変更しているが、いずれも戦勝の資本主義大国を意味している点で同意とみてよいだろう。なお、フィウーメ左派を中心に結成されたフィウーメ同盟(Lega di Fiume)は国際連盟が象徴する「富裕国のトラスト」(デアンブリス)に對置しようとするものであった。cf. De Felice, *La Carta del Carnaro*, cit., p.19.
- 21) このとき明らかになった自由港としての条件は概略、①すべての外国人に対する、港湾使用権料その他関税賦課のない、商工業・海運の完全に自由な活動、②通行証不要のフィウーメ港の自由使用、③一定の賃貸料支払以外、内外の全業者に対する倉庫の自由使用、④外国人商人に対する人的・物的な特別保護の受益権、⑤戦時における外国船舶・商品等に対する正当な補償なき差押の禁止、であった。De Ambris, *La questione di Fiume*, cit., p.55.
- 22) この伊政府和解案の是非を問うた12月の人民投票で、絶対多数のフィウーメ住民がこれに賛成していることがあきらかとなったが、ダンヌンツィオは政府との和解を拒絶し、権力独裁の様相をより鮮明化させる。つまり、ダンヌンツィオは人民投票によって自己の体制が危機に瀕しはじめたことを知らされ、またデアンブリスの招請に帰着する「転換」をこの時点から意識しはじめたと考えてよいであろう。cf. Paolo Alatri, Gabriele D'Annunzio, Torino, UTET, 1983, pp.436-441. なお、ダンヌンツィオによる“modus vivendi”への反論は次を参照。Le contraposte di D'Annunzio per il “modus vivendi” 29 novembre 1919 (“QA-Dichiarazione di S. E. Badoglio”) in: Paolo Alatri, *Nitti, D'Annunzio e la questione adriatica*, Milano, Feltrinelli, 1959, pp.520-521.
- 23) De Ambris, *La questione di Fiume*, cit., p.61.
- 24) ここでいう選挙とは1919年11月の国政選挙をいう。この選挙では社会党、カトリック政党の人民党が躍進し、与党の自由主義諸派は大きく後退する。ムッソリーニもミラーノ選挙区から出馬するが落選した。
- 25) (a cura di) Renzo De Felice e Emilio Mariano, *Carteggio D'Annunzio-Mussolini (1919-1938)*, Milano, Mondadori, 1971, pp.16-17. ムッソリーニは書簡中、ダンヌンツィオに対して本来は二人称複数を表す voi (あなた) を二人称敬称単数として使用している。これはムッソリーニ主導でファシズム期に流行った呼び方だが、一般的ではない。また、ダンヌンツィオもムッソリーニにはこれを用いた。他方、デアンブリスとダンヌンツィオとの書簡はすべて、二人称親称の tu (きみ) が使用されている。なお、デアンブリスとでは11歳、ムッソリーニとは20歳、ダンヌンツィオが年長である。
- 26) *ibid.*, p.17.
- 27) 「決裂」とは、イタリア政府が提示した和解案(modus vivendi)をダンヌンツィオ＝フィウーメが拒否したことを指すとおもわれるが、この決裂が、ナショナリストのG・ジュリアーティからデアンブリスへの交替の一員となる。その後、ジュリアーティはフィウーメ代表としてパリ講和会議に参席するも、自治権の要求は承認されなかった。他方、伊国内では1月20日から29日までフィウーメに連帯する鉄道ストも発生し、右派と左派とが結びつくという事態をみせていた。Paolo Alatri, *D'Annunzio*, cit., p.459.
- 28) De Felice, *Sindacalismo rivoluzionario e fiumanesimo nel carteggio De Ambris-D'Annunzio*, cit., pp.159-160.
- 29) Lettera di A. De Ambris a G. D'Annunzio [18 marzo 1920], in: De Felice, *La Carta del Carnaro*, cit., pp.79-80.
- 30) 《*Popolo d'Italia*》, 1 Settembre 1920. 『ポポロ＝ディタリア』紙は第1面全面をカルナーロ憲章の条文および解説記事で埋めている。最上段の見出しには「生命と歴史の記録」とある。
- 31) すでに1920年3月29日付書簡でダンヌンツィオはデアンブリスに、「わたしは、きみが計画〔憲章草案〕を説明できる集会をもつのが有益だと思う」と書いていた。De Felice, *Sindacalismo rivoluzionario e fiumanesimo nel carteggio De Ambris-D'Annunzio*, cit., pp.163.

- 32) De Felice, *La Carta del Carnaro*, cit., p.20.
- 33) cf. Antonella Ercolani, *La fondazione del Fascio di combattimento a Fiume tra Mussolini e D'Annunzio*, Roma, Bonacci, 1996, pp.8 ss.
- 34) デアンブリスとは違い、ダンヌンツィオにはサヴォイア家への反感がなかったとする見解もあるが、ダンヌンツィオの王家への愛着はむしろつよかった。cf. Sznajder, *The "Carta del Carnaro" and Modernization*, cit., p.448.
- 35) 憲章の条文はデアンブリス版・ダンヌンツィオ版ともに、デフェリーチェ編による。De Felice, *Carta del Carnaro*, cit. なお、公式の憲章はフォスカネッリの著作に、1920年8月27日の日付で“La Reggenza italiana del Carnaro. Disegno di un nuovo ordinamento dello Stato libero di Fiume”と題されて全文が掲載されている。Umberto Foscanelli, *D'Annunzio e il fascismo*, Milano, Audace, [1923], pp.125-159.
- 36) 全文は以下のとおり。「フィウーメ自由都市 (Libera città di Fiume) の市民はその年来の自治権と奪うことのできない自決権の名の下、明快な併合活動によってイタリア国家総体の一部となることへの欲求を確認する。だが、他国の横暴によりフィウーメはこの合法的な意志の遂行を禁じられているため、ハンガリー王権に属する『自治自由都市』(corpus separatum) をすでに形成している領域(市街部・港湾・周辺地区) およびその将来に随伴しようというその他アドリア海諸地域の政治体系・行政体系のために憲法 (Costituzione) を自らに付与する決定を下す」。De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., p.34.
- 37) 【DA】では「基本原理について」(Dei fondamenti)。
- 38) ダンヌンツィオ自身、手稿段階では当初「共和国」としていたが、第2稿から全面的に変更された。デフェリーチェはこの理由として、①熱烈な伊併合論者をなんらかのかたちで安心させるため、②「執政府」と称することで、伊政府との以後の新たな協議のために最大限のフリーハンドを残しておくかかったからであろうと分析している。ibid., pp.23-24.
- 39) シュネイダーは、デアンブリスの国家的社会主義 (Socialism of Nation) はムッソリーニのイタリア=ファシズムのイデオロギーが社会正義の理想を捨ててあきらかに反プロレタリアとなったとき、ファシズムと離別したという。Mario Sznajder, *Social Revolution and National Integration: Alceste De Ambris and Italian Fascism*, in: *Canadian Review of Studies in Nationalism*, XX, 1-2, 1993, cit., p.57.
- 40) 第15条は、「コムーネは、憲法の制約がないかぎりでの自治権を有し、また憲法によって共和国の行政法および司法の諸機関に付与されていない全権力を行使する」という。
- 41) オリジナルテキストに番号⑧は打たれていない。
- 42) 海員の協同体を別個に設定したのは、フィウーメのダンヌンツィオに物心両面で多大な支援をおこなった、イタリア海員労働連盟 (FILM) の指導者 G・ジュリエッティ (1879-1953) に対する配慮の表現と考えられる。デアンブリスがフィウーメ内閣首班に就任すると、ジュリエッティはフィウーメ占領 (impresa) が全国的な蜂起的事態を生起させる可能性を期待した。なおかれは、イタリアの指導的アナキストである E・マラテスタをダンヌンツィオに紹介している。cf. Guglielmo Salotti, *Giuseppe Giulietti*, Roma, Bonacci, 1982; De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., p.14.
- 43) 第10の協同体の説明は次のようにつづいている。「それは苦しみのなかにある人民の神秘的な力のために取り置かれる。それは、知られざる天才や、もっとも新しい人間の出現 (apparizione [超自然的存在・幻覚などの出現を意味する]) や、労働や時代の理想的な変容や、重苦しい喘ぎと血みどろの労苦を超える、精神の完全な解放に捧げられるシンボルである。それは、市民の聖地 [フィウーメ] で、中世コムーネ期のトスカーナの古い言葉、つまり《労苦なき労苦》(Fatica senza fatica) という人間の労働の理想化されたかたちへのすばらしい示唆である言葉を刻んだ、燃え上がるランプによって表現される」。なお、定評のある Treccani 伊語辞典はこの decima Musa を、「精神力のような、新たなかたちの靈感 (ダンヌンツィオ)」(una nuova forma di ispirazione, come l'Energia

- (D'Annunzio))とダンヌンツィオの定義をそのまま紹介している。*Vocabolario della lingua italiana*, III, Roma, Istituto della Enciclopedia Italiana, 1989, p.344.
- 44) Zeev Sternhell with Mario Sznajder and Maria Asheri, *The Birth of Fascist Ideology*, New Jersey, Princeton University Press, 1995, pp.187-188.
- 45) したがって経済評議会は協同体院とでも呼ぶほうが適切であろう。【DA】ではそれぞれ、最高評議会 (Consiglio degli Ottimi), 管理評議会 (Consiglio dei Provvisori) となっている。
- 46) Michael A. Ledeen, *The First Duce. D'Annunzio at Fiume*, Baltimore, John Hopkins University Press, 1977, p.165. 【DE】(第22条)にはないが, 【DA】第30条の末尾にはたしかに, 「最高評議会 [代議院] は通常, きわめて簡潔に短く (con brevità spiccatamente concisa), 年1度10月しか召集されない」と記されている。これは迅速な議会運営・議事進行を図るためであろうが, 一面では, 十分な審議を予定していないと考えられ, デアンプリスの慎重さと異なり, ダンヌンツィオの独断的傾向をここに見ることも可能であろう。だがそれは, ダンヌンツィオの反議会主義や冗漫な言葉だけで無益な議会に対する嫌悪の表れと判断する論者もある。Mauro Ferri, *Appunti per una riflessione sulla «Carta del Carnaro»*, in: (a cura di) Renzo De Felice e Pietro Gibellini, *D'Annunzio politico. Atti del Convegno (Il Vittoriale, 9-10 ottobre 1985)*, 《*Quaderni dannunziani*》, nuova serie, 1-2, 1987, p.42.
- 47) たとえば労働憲章第2条はつぎのように労働と国家の関係を規定する。「労働は, 知的・技術的・肉体的な, 編制上・遂行上のいずれの形態においても, ひとつの社会的義務である。労働はこのような資格において, またこのような資格においてのみ, 国家に保護される。生産の総体は, 国家的観点からみて一元的である。その目標は一元的であり, これは諸個人の福利と国家的権力の発展であると要約される」。Renzo De Felice, *Mussolini il fascista*, 2, Torino, Einaudi, 1968, p.542: 竹村英輔「イタリア労働憲章」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会5』1979年, 東京大学出版会, 275頁。
- 48) Gaspare Ambrosini, *Sindacati, Consigli tecnici e Parlamento politico*, Roma, A. R. E., 1925, pp.109 ss, in: De Felice, *La Carta del Carnaro*, cit., p.7.
- 49) Francesco Ruffini, *Diritti di libertà*, Torino, Gobetti, 1926, in: *ibid.*, p.8.
- 50) Giorgio De Semo, *La Carta del Carnaro e l'ordinamento corporativo italiano*, in: 《*Rivista di Politica Economica*》, 31 luglio-31 agosto 1930, a.xx, fasc. vii-viii, p.648.
- 51) De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., pp.8-11.
- 52) 学校教育における言語の問題に関し, 第38条は次のように規定する。「中等学校では共和国のなかで話される多様な言語の教授が義務となる。初等教育は無償義務教育である。初等教育はコムーネに委ねられ [...]。初等教育は各コムーネの多数住民によって話されている言語でなされ, 必要ならばレファレンダムで確認された言語によってなされる。しかし, 教材には万事, 少数者の言語が含まれなければならない。さらに, 一定数の学童から要望がある場合, 初等教育委員会の判断によって, コムーネは少数者の言語での同様の授業を平行しておこなわなければならない」。ところが, 【DA】では「全コムーネの全学校でイタリア語の教育が最優先とする」(第52条)と明記された。これは, 【DE】の言語文化多元主義が大幅に後退したことを意味するといえる。
- 53) Ledeen, *op. cit.*, p.168.
- 54) *ibid.*, pp.163-164.
- 55) Emilio Gentile, *Le origini della ideologia fascista 1918-1925*, Bologna, il Mulino, 1996, p.241.
- 56) *ibid.*, p.246.
- 57) *ibid.*, p.244.
- 58) フィウーメ主義左派のダニエーレとグラムシについては拙稿を参照。「グラムシとダンヌンツィオ——実現しなかった会見, およびグラムシのダンヌンツィオ評価について」『情況』1997年7月号, 所収。

- 59) Gioacchino Volpe, *Storia del movimento fascista*, Milano, 1939, p.58, in: Guglielmo Salotti, *La valorizzazione del lavoro nella (Carta del Carnaro)*, in: *(Clio)*, a.xxvii, n.1, 1991, p.90.
- 60) Antonio Canepa, *Sistema di dottorina del fascismo*, Roma, 1937, ii, pp.189 ss, in: *ibid.*
- 61) Francesco Saverio Nitti, *Scritti politici*, vi, Bari, Laterza, 1963, p.349, in: *ibid.*
- 62) Nino Valeri, *D'Annunzio davanti al fascismo*, Firenze, Le Monier, 1963, pp.13 ss, in: *ibid.*
- 63) Alatri, *D'Annunzio*, cit., pp.470 ss, in: *ibid.*
- 64) Vittorio Frosini, *D'Annunzio e la (Carta del Carnaro)*, *(Nuova Antologia)*, gennaio 1971, pp.75 ss, in: *ibid.*, p.91 e De Felice, *La Carta del Carnaro*, cit., p.7.
- 65) Umberto Foscanelli, *Gabriele D'Annunzio e l'ora sociale*, Milano, 1952, pp.137 ss, in: Salotti, op. cit., p.90.
- 66) Guglielmo Negri, *Quei principi*, *(Il Messaggero)*, 24 settembre 1989, in: *ibid.*, pp.93-94.
- 67) *ibid.*, pp.102-103.
- 68) De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., p.9 n; Guglielmo Salotti, *La valorizzazione del lavoro nella (Carta del Carnaro)*, cit., pp.88-89.
- 69) 第1次大戦への参戦論を唱えてから1919年末頃まで、デアンプリスとムッソリーニは一定の親交があったが、ムッソリーニのフィウーメ支持の消極化と放棄を契機に両者の関係は悪化する。デアンプリスは後年、ファシズム期に亡命先フランスで上梓された著作『伝説と人物』でムッソリーニを評しているが、フィウーメ占領期に関連する部分を略述すると以下ようになる。(1919年3月、戦闘ファシズムの綱領が発表されるが、それは普通選挙・比例代表制・婦人参政権・8時間労働制・最低賃金確定・累進課税さらには戦時利潤の接収など、急進主義的内容であったため、「この綱領をもってしては新旧の戦争成金がムッソリーニをととも資金援助する気にはなれなかった」。したがって、そのような時期に起きたフィウーメ占領は、「ムッソリーニに幸運が微笑んだにひとしかった」。その貪欲な本能は、『ポポロ=ディタリア』紙で呼びかけた募金に集まった約30万リラを着服し、その金を総選挙の出馬資金と同紙の運営に当てたのである。また、仏政府によって中立主義から参戦論へと買収されたのと同様、今度は首相ジョリッティに買収されたムッソリーニは、1920年11月のラパッコ条約および伊政府による12月下旬のフィウーメ爆撃に易々と同意した。フィウーメ事件とボリシェヴィズムという二つの問題を解決するために首相に呼び戻されたジョリッティは、その両問題の解決にムッソリーニを使い、後者に関しては資金のみならず武器の供与もおこなった。ラパッコ条約締結後、ムッソリーニとジョリッティとの間に、「ファシストのテロ行為への政府援助の代償としてムッソリーニはフィウーメを見捨てるという手打ちがなされた」。Alceste De Ambris, *La leggenda e l'uomo*, Marseille, E.S.I.L., 1930 (2a ed.), in: (a cura di) Renzo De Felice, *Benito Mussolini. Quattro testimonianze*, Firenze, La nuova Italia, 1976, pp.27-33. 以上の事実の信憑性については定かではないが、デアンプリスのムッソリーニ観を知るのに大いに参考になるだろう。
- 70) De Semo, *op. cit.*, pp.648-649 e 650-651.
- 71) De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., pp.8-9 e 15.
- 72) Sznajder, *Social Revolution and National Integration: Alceste De Ambris and Italian Fascism*, cit., pp.57 e 61-63.
- 73) Adelchi Baratonno, *Fatica senza fatica, Torino-Genova*, 1923, pp.5, 41 e 43 ss, in: Salotti, *La valorizzazione del lavoro nella (Carta del Carnaro)*, cit., pp.95-99.
- 74) *ibid.*, p.92. 同頁の注では会議録が近々出版予定とあるが、未入手。
- 75) De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., p.17.
- 76) Angelo Oliviero Olivetti, "Da Gian Giacomo Rousseau alla Carta del Carnaro", *(La Patria del Popolo)*, 2 novembre 1922; *(Pagine Libere)*, novembre 1922, in: Idem., *Dal sindacalismo rivoluzionario al corporativismo*, Roma, Bonacci, 1984, p.237. 草案起草者デアンプリスの名は記されていない。おそらくオリヴェッティはデアンプリスの関与を知っていたであろうが、あえてデアン

- ブリスの名を出さずにダンヌンツィオの称揚のみを図ったと思われる。なお、《La Patria del Popolo》はミラーノで刊行された、ダンヌンツィオ主義サンディカリズムの週刊誌だった。cf., *Il movimento italiano*, 4, cit., p.13.
- 77) Olivetti, Manifesto dei sindacalisti, 《Pagine Libere》, aprile-maggio 1921, in: *ibid.*, pp.197-220.
- 78) cf. De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., p.30.
- 79) Nancy R. Cirillo, D'Annunzio's Poem of Aggression: The Constitution of the Regency at Fiume, 《*The European Legacy*》, vol.2, n.7, November 1997, p.1195. 引用者が補足すれば、チリッロは【DE】の「フィウーメ自由都市人民は」から、米合州国憲法冒頭の「われら合州国人民は」を連想していると思われる。
- 80) *ibid.*, pp.1197-1205.
- 81) Jared M. Becker, D'Annunzio, Orientalism, and Imperialism, 《*Stanford Italian Review*》, 9 (1-2) 1990, pp.87-89.
- 82) *ibid.*, p.95.
- 83) Antonio Gramsci, (a cura di) V. Gerratana, *Quaderni del carcere*, I, Torino, Einaudi, 1975, pp. 205-206 e 210: 獄中ノート翻訳委員会訳『グラムシ獄中ノート』I, 大月書店, 1981年, 337-338頁, 343頁。
- 84) Becker, *op. cit.*, pp.98-102.
- 85) 序文「人民の永久意志について」(Della perpetua volontà popolare) はデアンプリス版よりもはるかに長文で、フィウーメがイタリアに属することの権利理由はつぎのように三重であると説かれていた。すなわち、「①ヴェネーツィア＝ジューリア地方の最後の門番、ラテン文化の最後の要塞であり、ダンテ的象徴の最期の伝播者である。これは歴史からみた権利である。②Tarsatica という起源名をもつフィウーメは、リブルニア山の南頂に対置してヴェネーツィア＝ジューリア地方からイタリア側に広がっている。伝統や歴史や科学が犯すことのできない神聖なるイタリア国境線 (confine sacro d'Italia) を確定しているのだ。これは領土からみた権利だ。③この2年間、フィウーメは不正な敵対者の暴力を克服した英雄であった。これが人間的側面からみた権利だ。[...] 新イタリアの名において、正義と自由のうちに構成されるフィウーメ人民は、何人に対しても、神とローマによって印されたアルプス国境の擁護者・防御者である祖国との土地の連続性を維持するために、最後まで全力で戦うことを誓う」。De Felice, *Carta del Carnaro*, cit., pp.35-37.
- 86) ローマ会議については拙稿を参照。「被抑圧諸民族ローマ会議とイタリア」『西洋史学』201号, 2001年, 所収。

(2001年5月7日受付, 2001年6月26日受理)

Revolutionary Syndicalism in the Occupation of Fiume

— A. De Ambris and the Carta del Carnaro —

FUJIOKA Hiromi

From September 1919 to January 1921 noted Italian poet and playwright Gabriele D'Annunzio occupied Fiume, the Adriatic famous city, located to the east of Istria. Fiume, Rijeka in the Croatian language, was treated as “corpus separatum”, an independent district under the control of the Hapsburg Empire, and had a historical port very important to the Yugoslavian peoples. The major residents of Fiume city is constituted of Italians. But it was surrounded by the Yugoslavian communities, and might not be able to live without their supplying necessities and human resources.

The D'Annunzian regime was initially supported by conservatives, nationalists and irredentists who claimed annexation of that city to Italy. He, however, decided to change the right-wing moments to the left-wing ones in order to break through the difficulties Fiume suffered from. So, January 1920, he asked Alceste De Ambris to administer Fiume successfully. It was Benito Mussolini who introduced him to D'Annunzio. De Ambris was a well-known revolutionary syndicalist who organized and led agricultural workers of Parma to the general strike in May-June 1908 and had presided USI, the revolutionary workers union.

D'Annunzio ordered him to prepare a constitution for Fiume and De Ambris completed it only within a few months. After D'Annunzio's partial and rhetorical amendment, that constitution named the Carta del Carnaro was finally promulgated September 1920. The Carta del Carnaro insisted local autonomy in terms of the idea of decentralization, and showed many democratic directions and national syndicalistic points from the De Ambrisian revolutionary syndicalism. For example, it guaranteed equality under the law, the right of autodecision, and freedom of thought, expression, religion, assembly and association, speech, press and so on. In addition, through the idea of Corporatism De Ambris's Draft established eight corporations – D'Annunzio's final revision had ten – with which a new State would be formed and organized functionally.

But their dream collapsed easily soon after the Giolittian Government's all-out attack on Christmas days 1920 against Fiume. Both D'Annunzio and De Ambris neither recognized nor wanted to recognize the actual situation surrounding Fiume at that time when that city had to confront a lot of enemies under the Versailles order: Yugoslavian nations, the Allied Powers and the USA with Wilson's “Fourteen Points” on the outside, Italian Government and right-wing groups of Fiume inside.

Keywords: Impresa di Fiume (Occupation of Fiume), Gabriele D'Annunzio, Alceste De Ambris, Carta del Carnaro, Corporazione (Corporation), Revolutionary Syndicalism